

確定申告

☎一宮税務署 ☎ 0586-72-4331

確定申告相談会場のご案内 ※入場には「入場整理券」が必要です

場所

一宮市尾西市民会館（一宮市東五城字大平裏 43-1）
※一宮地場産業ファッションデザインセンター、一宮市役所尾西庁舎ではありませんので、ご注意ください

期間

2月17日(月)～3月17日(月)
※土・日曜、祝日を除く。ただし3月2日(日)は開設

○税務署が開設する確定申告相談会場では、ご自身のスマートフォンを使用して申告を行います。マイナポータルアプリをインストールし、「マイナポータル」とe-Tax、ねんきんネット、民間送達サービスを連携するなどの事前準備の上、以下を持参してください。

- ①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ②スマートフォン、マイナンバーカード

※マイナンバーカード取得時に設定した暗証番号（利用者証明用電子証明書（数字4桁）と署名用電子証明書（英数字6桁～16桁））が必要な為、暗証番号の有効性と有効期限満了日の事前確認をお願いします
※マイナンバーカードの暗証番号は、コンビニのキオスク端末（マルチコピー機）で初期化・再設定することができます

マイナポータル
連携方法など
詳しくはこちら

入場整理券の配付方法

- ① **国税庁 LINE 公式アカウントで事前に発行** ※詳しくは、国税庁ホームページで確認してください
- ② **当日会場にて紙で配付** ※配付枚数に限りがあるため、後日の来場をお願いする場合があります

○入場時に、LINEで事前発行した際に表示される「受付完了」画面または「入場整理券（当日配付分）」を確認しますので、必ずお持ちください
○「入場整理券」には会場へ入場できる時間帯が記載されていますので、指定された時間内に会場へお越しください。指定時間に遅れた場合は入場できない場合があります。
また、会場の状況によっては、指定時間内であっても入場をお待ちいただく場合があります



令和6年分確定申告は、マイナンバーカードとe-Taxでさらに便利

申告相談会場に出掛けなくても、自宅などから、パソコン・スマートフォンなどでe-Taxによる申告ができます。スマホのカメラ機能で給与所得の源泉徴収票を撮影すると金額などが自動入力されるほか、青色申告決算書や収支内訳書もスマホで作成できます。

贈与税も新たにスマホ申告に対応しています。また、マイナポータルと連携すると、医療費やふるさと納税などのデータが確定申告書に自動入力されます。
※詳しくは、国税庁ホームページで確認してください



e-Taxについて分からないときは…

動画で操作方法を確認

チャットボットで相談

電話で相談

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901

※平日、午前9時～午後5時

市・県民税（簡易な確定申告）の申告（相談）会

市・県民税の申告が必要な方

☎課税課 ☎ 32-1205 ☎ 3440

令和7年1月1日現在、稲沢市に住んでいて、令和6年中に次のいずれかに該当する方は、市・県民税申告が必要です。

- ①確定申告の義務はないが、市・県民税の控除を受けたい
- ②給与所得者で、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていない
- ③給与所得者で、給与所得・退職所得以外の所得がありその合計額が20万円以下
- ④その他の理由で所得を申告する

所得税の確定申告をした方、年末調整済みの給与所得のみの方、それらの方の被扶養者などは申告の必要はありません。

申告（相談）会を行います ※土・日、祝日を除く。税理士無料税務相談は市役所大会議室で開催

会場	申告（相談）日程	税理士無料税務相談 日程
市役所 大会議室	2月17日(月)～3月17日(月) 午前9時～午後4時30分	2月17日(月)～3月7日(金) 午前9時30分～正午、午後1時～4時
平和支所 第2・第3会議室	2月17日(月)～2月28日(金) 午前9時～午後4時	
祖父江支所 大・小会議室	3月5日(水)～3月17日(月)	

主な持ち物	☐ 税務署から送付された確定申告書・はがきなど	☐ 令和5年分の確定申告書（控）、収支内訳書（控）
	☐ 源泉徴収票や控除証明書など申告に必要な書類	☐ 申告者本人名義の口座番号が分かるもの
	☐ e-Taxを利用したことがある方は、利用者識別番号と暗証番号が分かるもの	
	☐ マイナンバーカードまたは番号確認書類と本人確認ができるもの	

申告（相談）会は完全予約制となります。事前予約がない方は入場できません

※記載済みの申告書の検算や記載内容の確認依頼のために入場する場合も、予約が必要になりますのでご注意ください

予約期間 2月3日(月)午前9時～3月17日(月)

ネット予約

市ホームページ

☎ 3440

電話予約

専用ダイヤル

☎ 0587-32-2620

※平日、午前9時～午後5時

来庁予約

市役所大会議室

※平日、午前9時～午後5時

※混み合うことが予想されるため、できる限りネット予約をご利用ください

○市・県民税申告のほか、簡易な確定申告に限り対応します

○事業（営業・農業）所得、不動産所得のある方の申告（相談）は、収支内訳書が完成している方のみ対応可能です。作成方法など詳しくは、税務署などで確認してください。前年の収支内訳書の控え一式も必ず持参してください

○申告（相談）の対応は申告（相談）会場のみとし、課税課窓口では行いません

次に該当する場合は、市の申告（相談）会場では対応できないため、一宮税務署の確定申告相談会場（一宮市尾西市民会館。左ページ参照）を利用してください

- 死亡した方の分の申告
- 譲渡所得・分離課税の所得のある申告
- 暗号資産（仮想通貨）に関する所得の申告
- 住宅借入金等特別控除の初年度と他の住宅関係税額控除
- 特定口座年間取引報告書を使った申告
- 青色申告
- 令和5年分以前の申告
- 雑損控除
- 繰越損失のある方
- 給与所得者で特定支出控除のある方
- 外国税額控除のある方
- 外国に被扶養者のある方
- 贈与税、消費税
- 減価償却を定率法で行う方

※その他、内容によっては対応できない場合があります

医療費控除を受ける方へ

医療費控除を受ける場合は原則として、医療費控除の明細書の添付が必要となります。医療費控除のある方の申告（相談）は、「医療費控除の明細書」が完成している方のみ対応可能です。

住宅ローン控除を受ける方へ

年末調整にて住宅ローン控除を申告した方以外で、住宅ローン控除を受ける場合は、「住宅借入金等特別控除申告書」の作成・添付が必要です。「住宅借入金等特別控除申告書」が完成している方のみ対応可能です。